

家族割引特典

家族割引の条件を満たすご利用者様につきまして、500円割引とさせていただきます。

※既に通常料金でお振込みいただいている場合は、以下の条件を満たすことが確認でき次第、お振込みいただきました料金と割引適用後の料金との差額を返金させていただきます。

(例) 卓球教室をご希望で家族割引の条件を満たす方

従 来：卓球 4,500円

家族割：卓球 4,000円 (500円割引)

下記のお振込み方法・家族割引の条件とは?をよくご確認のうえお申込み下さい。

お振込み方法

- 郵便局の場合、下記家族割の対象になっている受講者は1名につき500円引きの金額をお振込み下さい。(払込取扱票 通信欄の家族割に、もしくは「家族割」とご記入下さい)
- 銀行・ATMの場合、Web申込フォームで入力時に「家族割対象」にチェックを入れてお申込み入力を完了すると、自動的に割引いた金額が提示されますので、その提示金額をお振込み下さい。

家族割引の条件とは?

同居しているご家族さま(血縁または婚姻(これに相当する場合を含む))であることが条件です。

初回参加時に、同住所であることが確認できる、受講者さまそれぞれの本人確認書類が必要です。

また、市内に在住・在勤・在学されている方に限ります。

※本人確認書類はすべて原本をご提示ください。

※以下の持ちものでご家族の確認が取れない場合は、申込者全員が記載されている住民票記載事項証明書(発行から3ヵ月以内の原本)をお持ちください。

本人確認書類とは？

本人確認書類一覧

○運転免許証

- ・各公安委員会発行で有効期限内のもの。(国際免許証不可)
- ・確認書類の住所と異なる場合は住民票やご本人さま宛の現住所記載の公共料金領収書などが必要となります。(発行日から3ヵ月以内のもの)

○個人番号カード (マイナンバーカード)

- ・有効期限内のもの。
- ・確認書類の住所と異なる場合は、住民票やご本人さま宛の現住所記載の公共料金領収書などが必要となります。(発行日から3ヵ月以内のもの)
- ・マイナンバーの通知カードは本人確認書類として受付できません。(補助書類としても受付できません)

○住民基本台帳カード (QRコード付)

- ・有効期限内のもの。
- ・2009年4月20日以降発行 (QRコード付) の住民基本台帳カードで、かつ、現住所が記載のものに限ります。

○身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳

- ・氏名、生年月日、現住所が記載のもの。
- ・有効期限内であるもの。
- ・確認書類の住所と異なる場合は住民票やご本人さま宛の現住所記載の公共料金領収書などが必要となります。(発行日から3ヵ月以内のもの)

○健康保険証

※「共済組合員証」、「年金手帳」は「健康保険証」に準じます。ただし、青色の表紙の年金手帳など

住所欄が無い書類では受付ができません。

- ・健康保険証は氏名、生年月日、住所が記載のもので、有効期限の記載があるものについては有効期限内であるもの。
- ・確認書類の住所と異なる場合は住民票やご本人さま宛の現住所記載の公共料金領収書などが必要となります。(発行日から3ヵ月以内のもの)

お申込者が外国籍の方の場合

本人確認書類一覧

○在留資格が「永住者」：在留カード

在留資格が「特別永住者」：特別永住者証明書

在留資格が上記以外：在留カード+外国パスポート

- ・顔写真・氏名・生年月日・住所が記載のもので、有効期限の記載があるものについては有効期限内であるもの
- ・在留資格が「資格なし」の方は、お申し込みできません。

※上記確認書類の住所と異なる場合は住民票やご本人さま宛の現住所記載の公共料金領収書などが必要となります。（発行日から3ヵ月以内のもの）

同性のパートナーシップを証明する書類による確認

大阪市の場合、「ファミリーシップ宣誓書の写し」及び「ファミリーシップ宣誓書受領証」をご提出ください。

※各地方自治体によって名称は異なりますが、次の項目をすべて満たすことが必要となります。

- ・対象者が同一証明書に記載されていること
- ・対象者の氏名が申込内容と一致すること
- ・受領書が発行される自治体の場合は受領書も必要